

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年5月14日

【四半期会計期間】 第135期第1四半期(自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 正 明

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っています。)  
東京都千代田区大手町1丁目1番3号  
03(6701)1209

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 経理部長 松本 和也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1070

【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR・広報部長 井出 章子

【縦覧に供する場所】 当社東京本社  
(東京都千代田区大手町1丁目1番3号)  
当社大阪本社  
(大阪市北区角田町8番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社東京本社および当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第134期 第 1 四半期 連結累計期間	第135期 第 1 四半期 連結累計期間	第134期
会計期間	自 2014年 4 月 1 日 至 2014年 6 月30日	自 2015年 1 月 1 日 至 2015年 3 月31日	自 2014年 4 月 1 日 至 2014年12月31日
売上高 (百万円)	105,197	131,194	411,408
経常利益 (百万円)	13,237	17,611	40,084
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,285	11,544	21,296
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,586	6,160	44,533
純資産額 (百万円)	447,009	485,060	481,826
総資産額 (百万円)	645,180	675,488	691,538
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	20.79	32.92	60.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	20.76	32.82	60.65
自己資本比率 (%)	68.3	70.8	68.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税および地方消費税は含まれていません。
3. 2014年6月20日開催の第133回定時株主総会決議を受けて、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第134期は2014年4月1日から2014年12月31日の9ヶ月間となっています。
4. 第134期の決算日変更により、第134期第1四半期連結累計期間は2014年4月1日から2014年6月30日まで、第135期第1四半期連結累計期間は2015年1月1日から2015年3月31日までとなっています。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（2015年1月1日～2015年3月31日）における経営環境は、日本経済は消費増税の先送りもあり景気回復の兆しが見られました。世界経済は、米国経済は好調が続く一方、欧州経済は依然、景気回復もたつきませんでした。中国経済はさらに成長が鈍化し、新興国経済はまだ模様といった状況でした。2014年度終盤の原油価格急落にともなう原燃料コストの低下により一部販売価格の調整を余儀なくされましたが、当期の業績においてはプラスに働きました。

このような状況において、当社グループは「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」を実現すべく、今年度よりスタートした新中期経営計画「GS-STEP」において掲げた経営戦略を順次実行しています。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は前年同期比15,873百万円（13.8%）増の131,194百万円、営業利益は1,289百万円（8.8%）増の15,934百万円、経常利益は2,916百万円（19.9%）増の17,611百万円、四半期純利益は2,648百万円（29.8%）増の11,544百万円となりました。

なお、前期と比較する場合については、当連結対象期間と同一の期間に調整した数値を「補正」の前期実績とし、増減比を記載しています。

（単位：億円、単位未満四捨五入）

	前第1四半期実績 (補正)	当第1四半期実績	前期比	
			増減額	増減率
売上高	1,153	1,312	+159	+13.8%
営業利益	146	159	+13	+8.8%
経常利益	147	176	+29	+19.9%
当期純利益	89	115	+26	+29.8%

（注）前第1四半期実績(補正)の数値は監査を受けていません。

セグメント別の業績は次のとおりです。

（単位：億円、単位未満四捨五入）

	売上高			営業利益		
	前第1四半期 実績(補正)	当第1四半期 実績	増減額	前第1四半期 実績(補正)	当第1四半期 実績	増減額
ビニルアセテート	483	683	+200	129	124	6
イソプレン	144	141	3	17	30	+14
機能材料	138	143	+4	8	17	+9
繊維	140	126	14	9	8	0
トレーディング	292	302	+10	11	10	1
その他	190	167	23	8	2	5
消去又は全社	235	249	14	35	32	+3
合計	1,153	1,312	+159	146	159	+13

（注）前第1四半期実績(補正)の数値は監査を受けていません。

#### [ビニルアセテート]

当セグメントの売上高は68,298百万円（前年同期比41.3%増）、営業利益は12,356百万円（同4.5%減）となりました。

光学用ポバールフィルムは液晶パネルの数量増および大型化により販売量が増加しました。ポバール樹脂は欧州新ラインも寄与し堅調に推移しました。PVBフィルムは欧州域外への輸出拡大により堅調に推移しました。水溶性ポバールフィルムは旺盛な需要を背景に順調に拡大しました。

EVOH樹脂<エパール>は、堅調に推移しましたが米国での定期修理の影響を受けました。

GLS事業は、のれん代等償却費の影響により赤字となりました。

#### [イソプレン]

当セグメントの売上高は14,068百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益は3,047百万円（同81.3%増）となりました。

イソプレン関連では、ファインケミカル、熱可塑性エラストマー<セプトン>、液状ゴムいずれも好調に推移しました。

耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、LED反射板用途、コネクタ用途、自動車用途ともに好調でした。

#### [機能材料]

当セグメントの売上高は14,257百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益は1,656百万円（同110.3%増）となりました。

メタクリルは、樹脂の旺盛な需要増により好調に推移しました。

メディカルは、歯科材料の販売が順調でした。

人工皮革<クラリーノ>は、新プロセス品の拡販、既存プロセスの中国移管等の事業構造改善効果により、黒字が定着しました。

#### [繊維]

ビニロンは、ブレーキホース用途、アスベスト代替のFRC（繊維補強セメント）用途ともに堅調に推移しましたが、生活資材他が伸び悩み、売上高は12,622百万円（前年同期比10.0%減）、営業利益は846百万円（同2.4%減）となりました。

#### [トレーディング]

化学品関連事業は総じて堅調に推移しましたが、円安により繊維関連製事業の海外加工費がコストアップしました。この結果、売上高は30,196百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は1,000百万円（同11.5%減）となりました。

#### [その他]

その他事業は、エンジニアリング事業でのプロジェクト案件が前年同期に比べ減少したことなどにより、売上高は16,684百万円（前年同期比12.1%減）、営業利益は212百万円（同72.0%減）となりました。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

### < 株式会社の支配に関する基本方針 >

#### ・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### ・ 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っております。これらの取組みは、上記の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

### 1. 中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社が目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」で掲げた「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」を実現するため、2015年度から2017年度の3カ年計画として中期経営計画「GS-STEP」に取り組み、コア事業の深耕、技術革新、次世代成長モデル、経営資源最適配置および環境への貢献を主要な経営戦略とし、前中期経営計画「GS-」期間に実施した様々な施策の成果を結実させること、ならびに、事業拡大に向けた経営基盤の構築を確実に進めることにより、高収益を実現し、さらなる成長に向けて諸々の戦略を実行してまいります。

### 2. コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行い、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

社外取締役による経営監督機能の強化および執行役員制度による経営の意思決定と業務執行責任の分離

社外監査役による監査機能の充実

社外有識者による社長の業務執行に対する助言を目的とした経営諮問会議の設置

### 3. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。

当社は、中期経営計画「GS-STEP」の実施期間における利益配分として、連結当期純利益に対する総還元性向を35%以上、1株当たり年間配当金を36円以上といたします。

．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2015年3月27日開催の当社第134回定時株主総会の承認を得て、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）では、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。）を行う大量買付者には大量買付行為を行う前に、大量買付行為に対する皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただくこととしております。当社取締役会は、当該情報に基づき所定の評価期間内に大量買付行為に対する意見を取りまとめ、株主の皆様にご公表するとともに、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議し、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行おうとする場合には、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動することができるものとします。他方、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合には、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合を除き、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、社外取締役および社外監査役で構成される特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づき対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、本プランの有効期間は、2015年3月27日開催の当社第134回定時株主総会の終了時から2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までです。

．上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記 . の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

．上記 . の取組みについての取締役会の判断

上記 . の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記 . の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記 . の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 . の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されたものです。さらに、上記 . の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 . の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがって、上記 . の取組みは上記 . の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は4,482百万円です。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりです。

会社名 事業所名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
EVAL Europe N.V. (欧州)	ピニルア セテート	エパール 生産設備増設	65,600 (千EUR)	3,747 (千EUR)	自己資金	2015年 1月	2016年 12月	11,000 トン/年

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2015年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2015年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	382,863,603	382,863,603	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	2015年1月21日
新株予約権の数(個)	119
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	自 2015年2月17日 至 2030年2月16日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,353 資本組入額 677
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

###### (注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が2030年1月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会または取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1 - 1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年1月1日～ 2015年3月31日	-	382,863,603	-	88,955	-	87,098

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2015年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 31,980,300	-	-
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 350,485,400	3,504,854	-
単元未満株式	普通株式 397,903	-	1単元(100株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	-	-
総株主の議決権	-	3,504,854	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれています。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれています。

【自己株式等】

2015年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社クラレ	岡山県倉敷市 酒津1621番地	31,980,300	-	31,980,300	8.35
計	-	31,980,300	-	31,980,300	8.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2014年6月20日開催の第133回定時株主総会における定款一部変更の決議を受けて、前連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更しました。

従って、前連結会計年度は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となっています。また、前第1四半期連結累計期間は2014年4月1日から2014年6月30日まで、当第1四半期連結累計期間は2015年1月1日から2015年3月31日までとなっています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2015年1月1日から2015年3月31日まで)および第1四半期連結累計期間(2015年1月1日から2015年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2015年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	33,939	29,164
受取手形及び売掛金	104,988	106,399
有価証券	2,504	2,804
商品及び製品	74,201	73,101
仕掛品	13,788	14,063
原材料及び貯蔵品	19,107	20,276
繰延税金資産	4,694	6,237
その他	16,546	16,835
貸倒引当金	571	561
流動資産合計	269,200	268,321
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	52,729	52,147
機械装置及び運搬具（純額）	120,298	124,630
土地	21,999	21,833
建設仮勘定	62,590	55,483
その他（純額）	4,770	5,061
有形固定資産合計	262,388	259,155
<b>無形固定資産</b>		
のれん	31,217	28,998
顧客関係資産	34,745	33,853
その他	22,877	22,897
無形固定資産合計	88,840	85,750
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	54,342	47,532
長期貸付金	302	311
退職給付に係る資産	816	896
繰延税金資産	8,701	7,089
その他	6,993	6,478
貸倒引当金	48	47
投資その他の資産合計	71,108	62,261
<b>固定資産合計</b>	422,338	407,166
<b>資産合計</b>	691,538	675,488

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2015年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,027	44,248
短期借入金	12,087	7,131
コマーシャル・ペーパー	10,000	-
未払費用	7,957	8,487
未払法人税等	2,575	7,017
賞与引当金	4,957	7,034
その他の引当金	19	6
その他	29,311	17,961
流動負債合計	109,936	91,886
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	42,326	42,286
繰延税金負債	20,526	20,288
役員退職慰労引当金	175	156
環境対策引当金	852	852
退職給付に係る負債	10,053	9,432
資産除去債務	3,500	3,463
その他	12,341	12,062
固定負債合計	99,775	98,542
負債合計	209,712	190,428
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,181	87,218
利益剰余金	285,561	293,951
自己株式	38,110	37,752
株主資本合計	423,588	432,372
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,276	11,458
繰延ヘッジ損益	65	10
為替換算調整勘定	46,899	39,030
退職給付に係る調整累計額	5,069	4,930
その他の包括利益累計額合計	51,172	45,569
新株予約権	977	917
少数株主持分	6,087	6,200
純資産合計	481,826	485,060
負債純資産合計	691,538	675,488

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2014年4月1日 至2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2015年1月1日 至2015年3月31日)
売上高	105,197	131,194
売上原価	71,483	91,058
売上総利益	33,713	40,135
販売費及び一般管理費		
販売費	4,742	6,330
一般管理費	15,049	17,871
販売費及び一般管理費合計	19,792	24,201
営業利益	13,921	15,934
営業外収益		
受取利息	84	57
受取配当金	226	1,974
持分法による投資利益	8	1
その他	143	680
営業外収益合計	462	2,714
営業外費用		
支払利息	148	180
その他	998	856
営業外費用合計	1,146	1,037
経常利益	13,237	17,611
特別利益		
固定資産売却益	-	277
特別利益合計	-	277
特別損失		
買収関連費用	1,650	-
退職給付費用	622	-
減損損失	205	-
特別損失合計	2,478	-
税金等調整前四半期純利益	10,759	17,889
法人税、住民税及び事業税	3,370	6,711
法人税等調整額	74	586
法人税等合計	3,445	6,125
少数株主損益調整前四半期純利益	7,314	11,763
少数株主利益	28	219
四半期純利益	7,285	11,544

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2014年4月1日 至2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2015年1月1日 至2015年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,314	11,763
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	845	2,182
繰延ヘッジ損益	2	55
為替換算調整勘定	4,775	7,868
退職給付に係る調整額	205	138
その他の包括利益合計	3,727	5,602
四半期包括利益	3,586	6,160
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,557	5,941
少数株主に係る四半期包括利益	29	219

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (2014年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2015年3月31日)
社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証)	1,315 百万円	社会福祉法人石井記念愛染園 (連帯保証)	1,282 百万円
株式会社クレハ・バッテリー・ マテリアルズ・ジャパン	279 百万円	株式会社クレハ・バッテリー・ マテリアルズ・ジャパン	243 百万円
合計	1,594 百万円	合計	1,525 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、当第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)
減価償却費	8,316百万円	10,013 百万円
のれんの償却額	864百万円	914 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年6月20日 定時株主総会	普通株式	6,305	18.00	2014年3月31日	2014年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2015年3月27日 定時株主総会	普通株式	3,155	9.00	2014年12月31日	2015年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・ 前第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ビニルア セテート	イソプ レン	機能材料	繊維	トレー ディング	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	42,508	7,731	8,470	8,215	27,513	94,438	10,758	105,197	-	105,197
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,765	5,687	3,906	2,588	544	19,492	3,899	23,392	23,392	-
計	49,273	13,418	12,376	10,804	28,058	113,931	14,658	128,590	23,392	105,197
セグメント利益	13,051	1,334	164	1,087	693	16,331	528	16,859	2,937	13,921

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭事業、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額 2,937百万円には、セグメント間取引消去286百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 3,224百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。

・ 当第1四半期連結累計期間(自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ビニルア セテート	イソプ レン	機能材料	繊維	トレー ディング	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	60,351	8,156	9,879	9,831	29,627	117,846	13,347	131,194	-	131,194
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,946	5,911	4,378	2,791	569	21,596	3,336	24,932	24,932	-
計	68,298	14,068	14,257	12,622	30,196	139,443	16,684	156,127	24,932	131,194
セグメント利益	12,356	3,047	1,656	846	1,000	18,907	212	19,119	3,184	15,934

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、活性炭事業、アクア事業、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額 3,184百万円には、セグメント間取引消去209百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 3,394百万円を含んでいます。全社費用の主なものは、提出会社の基礎研究費、本社管理部門費です。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しています。



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2015年1月1日 至 2015年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	20.79円	32.92円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,285	11,544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,285	11,544
普通株式の期中平均株式数(千株)	350,337	350,711
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	20.76円	32.82円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	553	1,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2015年5月14日

株式会社クラレ  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 昭 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 谷 岳 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの2015年1月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2015年1月1日から2015年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2015年1月1日から2015年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の2015年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。